

令和5年度此花区広報紙企画編集業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和5年度此花区広報紙企画編集業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

区広報紙は、当区の施策を区民一般に広く知ってもらうため、毎月全戸配布している広報媒体である。広報紙の紙面作成や内容を工夫することにより、区民の興味や関心を引き、区民の求める情報が必要な時に確実に伝わるようにすることを目的とする。広報紙を一人でも多くの区民に読んでもらうためには、特に若い世代の読者層を増やしていく工夫が必要である。

そのために、此花区らしさや魅力を出しながら、思わず手に取って読んでみたくなるデザイン、読者が興味を持ち、行動につながるような編集や文書の工夫を追求するものである。

したがって、紙面作成に関する専門的知識や幅広い経験をもった民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

区広報紙の企画編集業務

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金6,435,990円（消費税含む）

※契約の締結は令和4年度予算成立を条件とする。

(4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

本市指定による

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料・貸与品等

広報紙を作成するにあたり、市が所有するデータ等を必要に応じて提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

別紙「仕様書9.契約金額」のとおり

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要（但し、大阪市契約規則第37条1項に該当するときは免除）

(5) 再委託について

本委託業務において受注者は次に掲げる事項を再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

※その他詳細は別紙「仕様書10.一括再委託等の禁止」を参照のこと

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という）、もしくはその連合体とし、参加申請時点で、法人等は次の（１）から（９）の条件を、連合体は次の（１０）から（１３）の条件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない場合にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）。
- (5) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 過去3年程度の間、官公庁又は民間企業において同種・同程度の実績を有する者。
※同種・同程度とは行政や企業での1年以上の継続的広報紙（概ね月1回以上発行）の編集業務をさす。（タブロイド判またはA3判で8ページ以上またはA4判で16ページ以上のものに限る）
- (10) 連合体は、2以上の法人等により構成された任意団体、JV（共同企業体や合弁企業）などとし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立すること。
- (11) 連合体を構成する法人等（以下、「構成員」という。）は上記（1）から（8）の条件を全て満たしていること。
- (12) 構成員のいずれかが、（9）の条件を満たすこと。
- (13) 構成員のうち、代表となる法人等（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。

なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員となること、参加申請を行う2以上の連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

募集開始（公開）日	令和4年12月28日（水）
説明会参加申込締切日	令和5年1月16日（月）
説明会	令和5年1月20日（金）
質問締切日	令和5年1月25日（水）
質問回答日	令和5年1月27日（金）
参加申請書提出締切	令和5年2月1日（水）
参加資格決定通知	令和5年2月3日（金）
企画提案書提出締切日	令和5年2月14日（火）
選定会議開催日	令和5年2月27日（月）
審査結果通知日	令和5年3月7日（火）
契約締結・事業開始	令和5年4月1日（土）
事業完了	令和6年3月31日（日）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 説明会参加申込

- ア 受付期間 令和5年1月10日(火)から令和5年1月16日(月)まで
午前9時から午後5時30分(本市の休日を除く毎日)
- イ 提出書類 「説明会参加申込書(様式1)」のとおり
- ウ 提出場所・提出方法 8(2)提出先、問合せ先までEメールにより提出すること。
送付後には電話連絡を行うこと。

(2) 参加申請手続き及び参加決定通知

- ア 受付期間 令和5年1月10日(火)から令和5年2月1日(水)まで
午前9時から午後5時30分(本市の休日を除く毎日)
- イ 提出書類 次の書類を提出すること。

	書類	法人等	連合体
1	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書(様式2)	要	不要
2	公募型プロポーザル参加申請書(様式2(連合体))	不要	要
3	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式2(連合体))	不要	要(構成員ごとに提出すること)
4	連合体の構成員名簿(様式3(連合体))	不要	要
5	連合体の協定書の写し	不要	要※1
6	使用印鑑届(様式4)	要	要(連合体様式を使用すること)
7	実績調書(様式5、契約書等の添付資料を含む)	要	要
8	印鑑証明書または印鑑登録証明書(写し不可。参加申請時点で発行日から3ヶ月以内のもの)	要※2	要(構成団体ごとに提出すること)※2

※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。

※2 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等については不要。

- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出場所・提出方法 8(2)提出先・問合せ先に持参又は郵送によるものとする(郵送の場合は必着)。書類は、各1部提出すること。
- オ 参加資格決定通知 令和5年2月3日(金)にEメールにより通知する。

(3) 説明会

- ア 開催日時 令和5年1月20日(金)
※時間については、個別に決定する
- イ 場所 此花区役所3階 第一会議室(予定)
- ウ 開催内容 業務内容にかかる説明
- エ 出席人数 2人まで

(4) 質問

- ア 受付期間 令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)午後5時30

- 分まで
- イ 提出場所・提出方法 質問は箇条書きにて「質問票(様式6)」にて、Eメールにより8(2)提出先・問い合わせ先へ提出すること。また、送付後に電話連絡を行うこと。
- ウ 回答 令和5年1月27日(金)までに此花区ホームページで公表する。

(5) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和5年2月3日(金)から令和5年2月14日(火)まで
午前9時から午後5時30分(本市の休日を除く毎日)

イ 提出書類

- ・企画提案書(様式7)は、A4判とする。
企画提案書の枚数は、企画提案作品を除いて20ページ以内とする。
- ・令和5年度此花区広報紙特集面テーマ(様式8)

ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

1 会社概要

- ① 法人等名称、代表者、所在地、出資金(資本金)
- ② 令和元年度の業務収入、経常利益、当期利益
- ③ 組織体制(従業員数・デザイナー数など)
- ④ 創業年月
- ⑤ 営業品目

2 本業務に対する考え方、実施方針

本業務に対する考え方(特に特集面、エンタメ)を特に、広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に興味を持ち、手に取って読むような企画やアイデアを提案してください。具体的にどのように手に取って読んでみたいと思わせる工夫をするか、此花区らしさ、魅力を発信するか、興味をもって読めるものとするか、企画提案リストアップを踏まえて記載してください。

3 本業務にかかる実施体制、取材の方法・方針

実施体制(人員配置)、取材の方法・方針について、具体的に記載してください。(各役割ごとに、人数・経歴・実績等)

- ① 実施体制
人員配置の構成・役割・人数等を記載すること。
- ② 取材の方法・方針
取材の際の実施体制、方針について具体的に記載すること。
- ③ 月次工程表(想定)
校正・校了等各工程の標準的な日程を「納品日の●営業日前」の形式で記載すること。

4 過去3年程度の類似業務実績

過去3年程度の貴社の類似業務実績を記載してください。(業務名称、発注者、契約日(期間)、納入期限、契約金額、業務概要、履行場所など)

特に、本事業との関わりやアピールしたい点について記載してください。

※実績の参考として過去の作品を提出したい場合は、1種類のみ提出可(副本は事業者名等にマスキング処理すること。)

5 見積書及び積算根拠

- ① 令和5年度における費用の年間見積額
年間見積額の予定上限額は、「2(3)事業規模(契約上限額)」記載の額とする。
- ② 見積額の内訳
人件費や事務費等の費用単価が明示されていること。
費用単価に月数を乗じて費用を積み上げる等積算根拠がわかるように記載すること。

6 企画提案作品

提案にあたっては、特に、「仕様書3 趣旨、4 規格、5 紙面構成、6 業務内容(1) 編集会議、(2) 企画・編集」をよく読んだ上で、選定基準を考慮してください。

① 企画提案作品

別紙1「課題」参照

② 附属書類

企画提案作品（特集面）についての工夫点、アピールポイントなどを記載してください。
附属書類は、A4版5ページ以内とする。

エ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

※副本7部は法人等名称がわからないように網掛けをするなど工夫すること。

※成果物も8部提出すること。

オ 提出場所・提出方法 8（2）提出先、問合せ先へ必ず持参すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、此花区広報紙企画編集業務委託業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

選定会議でプレゼンテーションを行う。

・開催日時 令和5年2月27日（月）（予定）開催時間は別途通知

・開催場所 区役所 3階 講堂C（予定）

・提案方法 企画提案書による提案は15分以内とし、質疑応答を含めて30分程度とする。

プレゼンテーションには企画提案書を作成した者が同行すること。プレゼンテーションの出席人数は4人までとする。審査はあらかじめ提出された企画提案書類をもとに行い、追加資料の配布並びに、パソコンおよびプロジェクター等の投影による説明は不可とする。プレゼンテーション審査を欠席した場合は、審査を行わないものとする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、企画提案における審査で「企画力」の点数が高い方とする。これにより決定しない場合は「技術力」の点数が高い方とし、なお決定しない場合はくじ引きにより決定する。

※合計点数が満点の6割に満たないときは、適切な事業者とは認められず委託候補として選定しない。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

別紙2「採点表」参照

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 提出書類または企画提案書に不備があること

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和5年3月7日（火）に此花区ホームページに掲載するとともに、全ての参加者に対して別途通知する予定である。

8 その他

(1) 提案に要する費用・条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報・法人等の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 全ての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）

オ 期限後の提出・差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問合せ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号

此花区役所まちづくり推進課総合企画担当

TEL 06-6466-9502

Eメール td0010@city.osaka.lg.jp

課題

別紙 1

R5	表紙・特集面	エンタメ・情報記事
課題 1	令和 5 年 5 月号の表紙・特集面	令和 5 年 5 月号にふさわしいエンタメ・情報記事
紙面数	3 ページ（1 面（表紙）、2～3 面（特集面））	1 ページ（中面）
構成	1 つの共通テーマで作成すること ・ 1 面：表紙 ・ 2～3 面：特集面	2 つ以上の記事を作成すること
記事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月号にふさわしい季節感が感じられ、読者が興味を持ち、行動につながるような内容・表紙とすること。 ・ 目を引くようなインパクトのある内容・表紙を作成すること。 ・ 此花区民に興味・親しみを持ってもらえる記事や、此花区の魅力を伝えることができる記事を作成すること。 ・ 5 月号の特集面の記事としたコンセプトを明確にした上で作成すること。なお、表紙・特集面の①コンセプト、②目的・ターゲット層、③工夫について「企画提案書 7 課題の詳細」で説明文を記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読者が興味を持ち、行動につながるような編集や文章の工夫し、今後広報紙を読み続けたい気持ちをかきたたせるような記事を作成すること。 ・ 区民が興味・親しみを持つような記事を作成すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用された場合、全ての企画が当月号の表紙・特集記事等にそのまま採用されるわけではなく、企画の修正や企画の差し替えが生じることがある。 ・ 課題作成のための取材は行って構わないが、受注者の責任で行うこと。 ・ 此花区マスコットキャラクター「このはちゃん」について、加工等行い使用して構わないが、課題作成のみに使用すること。（参考）「此花区マスコットキャラクター使用取扱要領」（https://www.city.osaka.lg.jp/konohana/page/0000001566.html） ・ 段組みやレイアウトは、自由とする。 	

R5	表紙
課題2	2か月分の表紙（課題1の5月号以外）
紙面数	1ページ（1面（表紙））
構成	1面：表紙×2 2か月分の表紙のみを作成すること 例 8月号の表紙と2月号の表紙 7月号の表紙と1月号の表紙
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当月号にふさわしい季節感が感じられ、読者が興味を持ち、行動につながるような表紙とすること。 ・目を引くようなインパクトのある表紙を作成すること。 ・此花区民に興味・親しみを持ってもらえる表紙や、此花区の魅力を伝えることができる表紙を作成すること。 ・当月号の表紙のコンセプトを明確にした上で作成すること。なお、表紙の①コンセプト、②ターゲット、③工夫について「企画提案書 7課題の詳細」で説明文を記載すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採用された場合、全ての企画が当月号の表紙・特集記事等にそのまま採用されるわけではなく、企画の修正や企画の差し替えが生じることがある。 ・課題作成のための取材は行って構わないが、受注者の責任で行うこと。 ・此花区マスコットキャラクター「このはちゃん」について、加工等行い使用して構わないが、課題作成のみに使用すること。（参考）「此花区マスコットキャラクター使用取扱要領」（https://www.city.osaka.lg.jp/konohana/page/0000001566.html） ・段組みやレイアウトは、自由とする。

採点表

委員氏名： _____

項目ごとに、0点から配点の上限点の間で評価点をつける。

当区が求める基準に合致していないと判断する場合は、0点をつけても構わない。

選定基準

審査項目	審査の指標	審査内容	配点	評価点	計
企画力 (45点)	提案力 (30点)	①此花区らしさ、魅力を十分に理解・把握し、発信できる企画提案内容となっているか。	20点		
		②思わず手にとって読んでみたいと思わせる工夫があり、紙面に人の心を動かす訴求力があるか。	10点		
	共感性 (15点)	③若い世代に興味をもって読めるような企画内容で、タイムリーなものとなっているか。	15点		
技術力 (35点)	デザイン・レイアウト (20点)	④デザイン性が優れており、編集内容を適切に伝達するための全体のバランスやレイアウトが適当か。	15点		
		⑤ユニバーサルデザインに配慮し、記事の内容にあった色使いができているか。	5点		
	記事作成 (15点)	⑥わかりやすく読みやすい文章で書かれており、読者を引きつける文字の配置や効果的な見出し等を活用した記事構成・文章となっているか。	15点		
実行力 (20点)	実施体制 (10点)	⑦業務を行うにあたって、体制が十分に確保されているか。	10点		
	類似業務実績 (5点)	⑧類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか。	5点		
	事業経費 (5点)	⑨提案内容に基づき、適正に事業経費が算出されているか。	5点		